

さくら市国際交流協会 通訳人材バンク要綱

1. 事業実施の目的

- ・国際交流の機会が増加している今、さくら市（以下市）に在住する外国人並びに来訪する外国人と日本人とのコミュニケーション促進を支援することを目的とする。
- ・国際社会に対する理解の促進や国際社会に対応できる人づくりを推進する点から、語学能力を有する日本人・在住外国人がその能力を発揮できるきっかけとなるよう、市民に広く周知する。

2. 内容

さくら市国際交流協会（以下協会）「通訳人材登録制度」に別紙登録申請書により無料で登録していただき、市内での通訳・翻訳の依頼があった場合、協会が仲介し、登録者を紹介する。依頼者は、活動終了後、口頭等により結果を報告し、協会はその旨を名簿に記載する。

3. 利用できる市民・団体

原則、市民・市で活動している非営利団体・市内企業等

4. 通訳登録者条件

- ・原則として市内に居住しているか、通勤通学しているなど本市と関連のある18歳以上の方。
- ・国際交流・協力活動に関心を持ち、ボランティア活動に理解と意欲があり、積極的に活躍できること。
- ・外国語で日常会話程度の能力を持っていること。
- ・日本語を母語としない人は、日本語でコミュニケーションが図れること。
- ・市内災害発生時には、要援護者となる外国人に対して、災害通訳ボランティアとして（可能な限り）市に協力できること。

5. 利用範囲

【対象範囲（例）】

- ・協会や市が主催・共催・後援する国際交流事業の通訳。
- ・市や栃木県などの官公庁・学校・保育園などの行政機関や各種公的機関を利用する場合の通訳。
- ・市内の国際交流団体、市民（個人）又は市内に事業所を有する企業等が実施する事業で、諸外国との相互理解を深め、市民と在住外国人との友好交流を促進すると認められるものの通訳。
- ・公的に使用される文書（HP・チラシ・ポスター等含む）の翻訳。

※上記はあくまで一例ですので、対象範囲となるか否かは事前に事務局にお問い合わせください。

【対象とならないもの】

- ・営利・政治・宗教目的のもの。
- ・私信の翻訳。
- ・専門的なもの。（医療通訳・法廷通訳・学校での事業補助など）
- ・その他倫理的にふさわしくないもの。

6. 利用方法

(1) 登録

- ①通訳人材バンク登録希望者は、「通訳人材バンク登録申請書」を協会事務局に提出する。
- ②申請書等による審査後、適当と認められら場合、登録通知を後日郵送。→「登録完了」

(2) 登録の取消

- ①辞退の申し入れがあった場合
- ②転居その他により連絡不能となった場合
- ③その他、通訳として不適格と認められる事態が発生した場合

(3) 派遣にかかる費用・時間

- ・通訳当日、依頼者は派遣にかかる経費（費用弁償・交通費相当額）として1回あたり2,000円を支払う。派遣時間は当事者間の協議によるが1回につき原則2時間程度とする。
- ・協会又は市が行う事業に伴う通訳については1日当たり10,000円を上限とし支給する。
- ・翻訳についてはA4・1枚 3,000円～とする。（要相談）

7. 通訳の責務・免責

- ・活動によって知り得た情報を他人に知らせたり、目的外に使用してはならない。
- ・通訳行為によって生じたトラブルや問題は通訳者に責任を負わせることはできないものとする。
- ・協会は活動に際し、通訳者又は依頼者が被った損害について、その賠償の責を一切負わない。

さくら市国際交流協会事務局
eプラザ壱番館内
TEL 028-681-2072
FAX 028-681-5758